

政策研究大学院大学情報公開取扱要項

（平成 13 年 2 月 14 日
常任委員会決定）

改正 平成 16 年 4 月 1 日
平成 23 年 3 月 22 日
平成 26 年 9 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。

（受付）

第 3 条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、大学運営局組織マネジメント課（以下「組織マネジメント課」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- （1） 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、政策研究大学院大学法人文書管理規程（平成 13 年 13 規程第 2 号。以下「法人文書管理規程」という。）第 13 条第 1 項に規定する政策研究大学院大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- （2） 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第 1 号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、第 7 条に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- （3） 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本 1 部及び開示請求手数料受領書を交付する。

（開示等の検討）

第 4 条 学長は、法人文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって法人文書管理規程第 3 条第 1 項に規定する総括文書管理者及び必要に応じて政策研究大学院大学研究教育評議会（以下「研究教育評議会」という。）に意見を求めるものとする。

（開示等の決定）

第 5 条 学長は、法第 4 条第 2 項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から 30 日以内に開示等の決定をするものとする。

- 2 学長は、法第 10 条第 2 項の規定により開示等の決定を更に 30 日以内の期間で延長するときは、別紙第 2 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第 11 条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第 3 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第 12 条第 1 項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙第 4 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第 13 条第 1 項の規定により事案を行政機関の長に移送するときは、別紙第 4 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第

5号様式により当該第三者に通知しなければならない。

7 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。

8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第7-1号様式、別紙第7-2号様式又は別紙第7-3号様式により当該開示申請者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第8号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第9号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、次条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。

3 法人文書の開示の実施は、原則として組織マネジメント課において対応するものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、組織マネジメント課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料等)

第7条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第16条第1項の規定を参酌して、学長が定める開示の請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

2 前項の開示請求手数料及び開示実施手数料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「行政機関情報公開施行令」という。）第13条で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、行政機関情報公開法第16条第3項及び行政機関情報公開法施行令第14条の規定を参酌して開示実施手数料の減額又は免除を申し出ることができる。

(1) 行政機関情報公開法施行令第14条第2項の規定に基づき、開示を受ける者から開示実施手数料の減額又は免除の申し出があったとき。

(2) 行政機関情報公開法施行令第14条第4項の規定に基づき、開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めたとき。

4 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者は、別紙第10号様式により学長に提出しなければならない。

5 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第11号様式により当該開示を受ける者に通知するものとする。

(移送された事案)

第8条 他の独立行政法人等又は行政機関の長から本学に移送された事案に係る開示決定等及び開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(不服申立て)

第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について不服申立てがあったときは、研究教育評議会の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第18条第2項の規定により情報公開審査会に諮問するときは、別紙第12号様式により不服申立てをした者（以下「不服申立者」という。）に通知しなければならない。

3 学長は、不服申立てに対する決定をしたときは、別紙第13号様式により不服申立者に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 1 日)

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 22 日)

この要項は、平成 23 年 3 月 22 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 9 月 1 日)

この要項は、平成 26 年 9 月 1 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

法人文書開示請求書

政策研究大学院大学長 殿

氏名 ^{しめい}（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、次の通り請求します。

<p>法人文書の名称等</p> <p>（請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。）</p>	
<p>備考（任意記入）</p> <p>（① 求める開示の実施方法 ② 大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。）</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧, 2 写しの交付, 3 その他 ()</p> <p>② 希望する方に○を付してください。 イ 大学において開示の実施を求める （この場合、希望日を記入してください） 平成 年 月 日 () 時 分 平成 年 月 日 () 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める</p>

(*以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当	組織マネジメント課 (03-6439-6016)
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円× 件		円

平成 〇〇第 号
年 月 日

法人文書開示決定延期通知書

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	平成 年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	平成 年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

平成 〇〇年 〇月 〇日
第 〇〇 号

法人文書開示決定特例延期通知書

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 〇〇年 〇月 〇日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	平成 〇〇年 〇月 〇日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分の決定を延長する期間	日間
残りの部分の延長後の決定期限	平成 〇〇年 〇月 〇日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

平成 〇〇年 〇月 〇日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 〇〇年 〇月 〇日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項及び第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
移送年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日
事案の移送先の機関名及び担当	担当 住 所 電話番号 () -
事案の移送をした理由	

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

〇〇第 号
平成 年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

殿

政策研究大学院大学長

印

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、書面（様式任意）により提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の摘要条項及びその理由	
開示請求年月日	平成 年 月 日
開示不開示の決定予定年月日	平成 年 月 日
意見書提出先	政策研究大学院大学企画課 住所：〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1
意見書提出期限	平成 年 月 日

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものといたします。

平成 〇〇年 〇月 〇日

第三者に係る法人文書開示決定通知

殿

政策研究大学院大学長 印

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、先に御意見をいただきましたが、このたび開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	平成 年 月 日

この決定に不服のある場合は、政策研究大学院大学長に対して法人文書の開示の日の前日までに不服申立てをすることができます。

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

〇〇第 号
平成 年 月 日

法人文書開示決定通知書

殿

政策研究大学院大学長

印

平成 年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

法 人 文 書 の 名 称	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 平成 年 月 日 () 時 分 2) 平成 年 月 日 () 時 分 3) 平成 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円（見込み額）

- * 1 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入の上、組織マネジメント課まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付の上「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

〇〇第 号
平成 年 月 日

法人文書部分開示決定通知書

殿

政策研究大学院大学長

印

平成 年 月 日付で申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

法 人 文 書 の 名 称	
開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 (別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。)	1) 平成 年 月 日 () 時 分 2) 平成 年 月 日 () 時 分 3) 平成 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの方法による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円 (見込額)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、政策研究大学院大学長に対して不服申立てをすることができます。

- * 1 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入の上、組織マネジメント課まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付の上「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

平成 〇〇年 〇月 〇日
第 〇〇号

法人文書不開示決定通知書

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 〇〇年 〇月 〇日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
不開示とした理由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、政策研究大学院大学長に対して不服申立てをすることができます。

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

開示の実施方法の申出書

政策研究大学院大学長 殿

氏名 ^{しめい}（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

平成 年 月 日付け〇〇第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので申出をします。

法人文書の名称	
開示の実施方法 〔 開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。 〕	1) 開示の実施方法 2) 部分ごとに異なる開示の実施方法

（*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める	（開示の実施を求める部分）
イ 大学において開示の実施を希望する	（開示の実施を希望する日） 平成 年 月 日 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める	（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要）） 〒
エ 開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する

* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、本書を提出する必要はありません。

法人文書の更なる開示の申出書

政策研究大学院大学長 殿

氏名^{しめい}（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 （ ） -

平成 年 月 日付け〇〇第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、平成 年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので申出をします。

法人文書の名称	
開示の実施方法 <small>（開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。）</small>	1) 開示の実施方法 2) 部分ごとに異なる開示の実施方法

（*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める	（開示の実施を求める部分）
イ 大学において開示の実施を希望する	（開示の実施を希望する日） 平成 年 月 日 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める	（写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要）） 〒

* 正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

開示実施手数料減額・免除申請書

政策研究大学院大学長 殿

氏名^{しめい}（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 （ ） -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

法人文書の名称 (開示決定通知書の日付・番号)	
減額又は免除を 求める額 (ただし、2,000円を限度とする)	円
減額又は免除を 求める理由	

- * 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を添付してください。
- * 2 この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。

平成 ○○第 号
年 月 日

開示実施手数料減額・免除決定通知書

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除申請については、次のとおり決定したので通知します。

法人文書の名称	
決定内容	
減額又は免除しない場合の開示実施手数料	開示実施手数料： 円

* 1 決定内容が「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所で開示実施手数料を納入するか、あるいは開示実施の前日までに送付願います。

* 2 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

平成 〇〇第 号
年 月 日

情報公開審査会への諮問に関する通知

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 年 月 日付けで不服申立てのありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項の規定に基づき情報公開審査会に諮問しましたので、同法第19条の規定に基づき通知します。

不服申立てのあった法人文書の名称又は内容	
諮問した年月日	平成 年 月 日
諮問の内容	

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。

平成 〇〇第 号
年 月 日

不服申立てに対する決定通知書

殿

政策研究大学院大学長 印

平成 年 月 日付けで不服申立てのありました件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

不服申立てのあった 法人文書の名称	
不服申立てに対す る決定	
不服申立てに対す る決定の理由	

* 不明な点がある場合には、組織マネジメント課（TEL03-6439-6016）に御連絡ください。